

(第六部)

第九回 參議院大蔵委員會會議

昭和二十五年十二月五日(火曜日)午前
十時四十一分開会

本日の会議に付した事件
特別職の職員の給與と関す

○特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○旧令による共済組合等からの年金受

給者のための特別措置法案（内閣送付）

○鹽田等災害復旧事業費補助法案（内付）

(内閣提出・衆議院送付)

○特別鉱害復旧特別会計法案(内閣送

付

○所得稅法臨時特例法案 ○砂糖消費稅法の一部を改正する法律

◎破綻消費税法の一部を改正する法律

○揮発油税法の一部を改正する法律案

○物品税法の一部を改正する法律案

卷之三

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会の第八回を開会いたします。

委員会の第八回を開会いたします

法律の一部を改正する法律案について

て、政府の説明を求めます。なお旧会
議士の扶助組合等からの年金受給者の

による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案を一括して議題に

ための特別指図注案を一括して議題に供します。

○政府委員(西川甚五郎君) 先ず特別

職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案二つ(よふ)にて提案の理由

改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申上げます。

由を御説明申上げます

特別職の職員の給與については、從來一般職の職員の給與との權衡において、その職務の内容に応じた給與が定められて参つたのであります。今般

人事院の勅告に基き一般職の職員の給與が改訂されることとなりましたので、特別職におきましても一般職と同様特別職の職員の給與に関する法律に加えたいと存するのであります。
次に、改正の要点を簡単に御説明申上げます。
第一に、国会閉会中新たに特別職の職員となり政令で定められておりました者を適用範囲に捕入いたしました。
第二に、内閣総理大臣等の給與につきましては、一般職の職員の給與改訂と均衡を図り、且つその職務内容に応じ俸給月額を現行のおおむね三割乃至五割増給することとし、別表を改めました。
第三に、首都建設委員会等委員等の給與は、従来日額千円の範囲内で手当が支給されていたものであります、貯金も一般職の非常勤職員である委員、顧問、參與等と同様、日額を千八百五十九円に改めました。
第四に、食糧配給公團の特別手当をいたしました。
以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。
次に、旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法案いたしました理由を御説明申上げま

御承知のように恩給及び一般の共済組合の年金は、終戦後の給與改訂に伴いまして逐次その額が改訂上げられて参つたのですが、旧陸海軍共済組合、外地共済組合等の共済組合の年金は、従前そのまま据置かれ、今日におきましても年平均三百五十円程度の極めて低い年金が支給されてゐるに過ぎず、これら共済組合の年金受給者の現在の窮状は見るに忍びない状態にあります。よつてここにこの法律案を制定し、これら共済組合の年金受給者の年金を改訂いたしまして、恩給及び一般共済組合の年金との權衡を図り、以てこれら年金受給者の生活の安定に寄せんとするものであります。以下簡単にこの法律案の要旨を御説明いたします。

先ず今回の年金の改訂は、昭和二十六年一月以降一般公務員の給與の改訂が行われることを予定いたしまして、その年金の額は、従前の年金の算定の基礎となつた俸給を、新給與の基準に引き直して計算することといたしました。而してこれに必要な費用は、國庫より補助することといたしたのであります。

而してこれらの年金の支給に関する事務は、統一的に処理することを適正と認め、一元的に共済組合法に基づいて設立されました共済組合連合会をして取扱わしめることとし、他方これに伴いまして、これら旧陸軍共済組合等の権利義務は、原則として同連合会に委託されることといたしております。

なお連合会がこの法律に基きまして行う年金支給に関する事務等につきましては、共済組合法に基づく本来の業務とは別個に特別の会計を設けて、これと区分経理させることとしたしてあります。

次に、日本製鉄八幡共済組合の年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前、即ち官業共済組合時代の年金受給者の年金額を、この法律の規定に準じて改定いたしました場合には、国庫は、その年金の改定によりまして必要な責任準備金の増額分に相当する額を一時に八幡共済組合に交付することとしたしました。

以上この法案の主要なる点を御説明いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申上げます。

○委員長(小串清一君) 御質疑がありましたらどうぞ……。

それでは都合によりまして、この日程の第四塙田等災害復旧事業費補助法案につきまして、本審査になつておりますから審議をいたします。若し御質疑がございませんでしたら……。

○野溝勝君 何だかはつきり言つて下さい。

○委員長(小串清一君) 塙田等災害復旧事業費補助法案です。それの質疑を、丁度政府委員が日本専売公社のほうから来ておりますから……。

○野溝勝君 先刻の説明のは……。

○委員長(小串清一君) 先刻の説明は人がいなものですからあと廻しに

たのです。塩田等災害復旧事業費補助法案について質問を開始しております。ですが、別に御発言もございません。ようですが、質疑は盡きたものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めまして討論に入ります。御意見のおありのかたはそれへ賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○杉山昌作君 塩はその重要性に鑑みまして、将来如何なる事態が起りますても、国民の食糧塩に事欠くといふようない事態に平素からして置くといふことは絶対に必要だと思うのです。ところが国内製塩の生産の基礎であるところの塩田及びその附属施設は海岸にありますし、しばしく風浪、暴風のために大損害をするのであります。ところがその決壊は場合によりましては非常に大きなものでありますし、とても塩業者の自力を以てしては復旧ができないという事態が起るのであります。こういうような事態が起きましたは、従来も冒頭に申上げましたよな方針から、国内塩業の維持の補助金を交付して来た事例があるのですが、これは非常に重大な問題であります。異なる予算措置といふことでなしに、法律を以て明確に交付金交付の制度を定めて置くことが絶対にこの際必要であると思します。

以上の趣旨から本案に賛成いたする

八五

のでございます。

○委員長(小串清一君) ほかに御意見もないのでござりますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それじやこれより採決に入ります。塩田等災害復旧事業費補助法案(衆議院送付)を原案通りに可決することに御賛成のかたの御掌手を

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條により質疑、討論、表決の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

それから本院規則第七十二條によりまして、多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 佐多 忠蔵

杉山 昌作 森 八三一

岡崎 真一 黒田 英雄

愛知 梅一 野溝 勝

小宮山常吉 油井賢太郎

○政府委員(西川甚五郎君) ちよつと訂正させて頂きたいと思ひますが、皆さんの御手許にございました、御賛成いたしましたが、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措

置法案の二十頁、二十一頁の表でございます。この表におきまして間違いがあるのです。即ちこの表の二十一頁の最後の三行目と四行目の間が、百十七から二百五十に飛んでおります。これが間違いでありまして、百十七から二百五十五に飛んでおりました。塩田等災害復旧事業費補助法案(衆議院送付)を原案通りに可決することに御賛成のかたの御掌手を百十七から二百五十五に飛びまして、ずつと下の欄をそのまま参りまして百二十五円という数字がありますが、百十七から二百五十七、二百三十三、その次に二百五十が入りまして上の欄の二百五十五、二百六十七、二百八十三、それから三百に参ります。いずれ書類を以て御訂正申上げますが、只今これだけ申上げて置きます。

○委員長(小串清一君) それでは先刻提案理由を政務次官が御説明になつた特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

○油井賢太郎君 この理由の第四に、食糧配給公團の特別手当を訂正されたのですが、食糧配給公團は御承知のようにもうあと二月の壽命しかないので、その金額も大した金額じやないと思ふのですが、特別にこうやつて改正の申請組合等からの年金受給者のための改正を以ておられますから御質問を願います。それを今般半分の一割にするということです。それが今まで御説明になつた特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

○油井賢太郎君 これは政務次官にも回答願いたいのですが、僅か二ヶ月間でその金額も大した金額じやないと思うのですが、特別にこうやつて改正の申請組合等からの年金受給者のための改正を以ておられますから御質問を願います。それを今般半分の一割にするということです。それをお話願ひますと、この点は別に何かなこととして、予算措置もたしかにあります。そこで、從前公團の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

○油井賢太郎君 これは政務次官にも回答願いたいのですが、僅か二ヶ月間でその金額も大した金額じやないと思うのですが、特別にこうやつて改正の申請組合等からの年金受給者のための改正を以ておられますから御質問を願います。それを今般半分の一割にするということです。それをお話願ひますと、この点は別に何かなこととして、予算措置もたしかにあります。そこで、從前公團の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

○油井賢太郎君 これは政務次官にも回答願いたいのですが、僅か二ヶ月間でその金額も大した金額じやないと思うのですが、特別にこうやつて改正の申請組合等からの年金受給者のための改正を以ておられますから御質問を願います。それを今般半分の一割にするということです。それをお話願ひますと、この点は別に何かなこととして、予算措置もたしかにあります。そこで、從前公團の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

○油井賢太郎君 これは政務次官にも回答願いたいのですが、僅か二ヶ月間でその金額も大した金額じやないと思うのですが、特別にこうやつて改正の申請組合等からの年金受給者のための改正を以ておられますから御質問を願います。それを今般半分の一割にするということです。それをお話願ひますと、この点は別に何かなこととして、予算措置もたしかにあります。そこで、從前公團の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

まして、この一般職の公團職員につきまして先般閣議決定がございまして、従来の特別手当でやはり三割を一割に改めるということになりましたので、特別職につきましてもそれに線を捕えまして一割にした次第であります。

○油井賢太郎君 これは何ですか。実際支拂つているのは何割ぐらいになつておるのですか。

○説明員(岸本晋君) この三割と申しますのは、從前の公團の給與に関する閣議決定によりまして三千七百九十四ペース当時の本俸金額に対する三割といふことになつておりますが、その後三年六三ペースに至りましてその金額は改められ、現行の六三ペースの下では凡そ二割といふ見當になつております。それを今般半分の一割にするといふことからいいますと、この点は別に何かなこととして、予算措置もたしかにあります。

○油井賢太郎君 これは政務次官にも回答願いたいのですが、僅か二ヶ月間でその金額も大した金額じやないと思うのですが、特別にこうやつて改正の申請組合等からの年金受給者のための改正を以ておられますから御質問を願います。それを今般半分の一割にするといふことからいいますと、この点は別に何かなこととして、予算措置もたしかにあります。そこで、從前公團の給與に関する法律の一部を改正する法律案並びに旧令による主計局給與課の岸本事務官が説明員として見えておられますから御質問を願います。

○野瀬勝君 細かいことを聞いても仕事のことは別に予算措置を講じなくて、最後の二ヵ月を過ごせるというのは、何となく温情味に欠けておるような感じがするのですが、金額ももう解散というようなところに対しても何かこう今までよりも給與が悪くないじやないかというようなことがあります。そこで、最後の二ヵ月を過ごせると、この際一割を提案した次第であります。

○油井賢太郎君 あとの二ヵ月で以て改めることになりましたので、特別職につきましてもそれに線を捕えまして一割に改めることになります。それで、その後いろいろ事情も変つて、何かこう今までよりも給與が悪くないじやないかといふことがあります。そこで、最後の二ヵ月を過ごせると、この際一割を提案した次第であります。

○野瀬勝君 細かいことを聞いても仕事のことは別に予算措置を講じなくて、最後の二ヵ月を過ごせると、この際一割を提案した次第であります。

○野瀬勝君 どうも沿革的に生れてお

るということになると、これは相当間違つて民間の高給者ができるだけ優遇する、民間から入つて来た給料の高額だから一割だけで御辛抱願いたいと思います。

○説明員(岸本晋君) これは職務内容が違つて地位が違うという嚴密な意味ではございません。沿革的にともかくこういう金額の差が生れておるというだけのことです。

○野瀬勝君 どうも沿革的に生れておるということになると、これは相当間違つて民間の高給者ができるだけ優遇する、民間から入つて来た給料の高額だから一割だけで御辛抱願いたいと思います。

○説明員(岸本晋君) これは職務内容が違つて地位が違うという厳密な意味ではございません。沿革的にともかくこういう金額の差が生れておるというだけのことです。

○野瀬勝君 どうも沿革的に生れておるということになると、これは相当間違つて民間の高給者ができるだけ優遇する、民間から入つて来た給料の高額だから一割だけで御辛抱願いたいと思います。

きたのは戦後ですね。ここに羅列してある委員制度というものは御承知のごとく戦後ですが、戦後できた委員会であつて、それが沿革といふ点についてあなたの意見から見ると、沿革によつてかくきめたということになると、その沿革というのはどういう沿革ですか。

○説明員(岸本晋君) これは沿革と申すのは、つまりもと／＼この特別職の給與に関する法律は、非常に單純なものから昭和二十二年、三年頃出発したのでございますが、その後こうしたいろいろの委員会制度ができ上つて参つたのであります。が、そのときに厳密にこれが、例えば外國為替管理委員長であればどこに匹敵するんだというような職務分析が行われたわけではなかつたのでございまして、大体その当時の委員なり委員長のその人の個人の格なり、或いは仕事のその当時における日本の政治経済に占めておる重要性とか、そういうようなことを客観的に考えまして大体あとから追加されて参つております。

○森下政一君 私遅れて参りましたので、すでにどなたからお尋ねがあつたかも知れませんが、今度の改正の内容を見ると、大体どれもこれも給與が増額されるということになつておると思いますが、御説明の中の第四の、食糧配給公團の特別手当だけが一般職の公團職員と同様に従来の三割を一割に軽減されるということになつております。この食糧配給公團はもう余命幾ばくもない僅かなものだと思うのであります。が、そのままに触らずに放つて置くというわけには行かないのです。

○説明員(岸本晋君) 食糧配給公団はもとより、大多数の公団が大体においてもう近く消滅する段階にあるのでございまして、この点につきましてはやはり立案に際しましては相当な考慮があげられたのであります。何分にも一般職の普通の国家公務員につきましては、今度の切替えに際しまして、財源の関係上或る程度現業関係のかたには不利を忍んで頂くということになつておりますので、これとの見合いからいたしまして、やはり一般よりは少し飛び抜けたところがあつたところには、この際やはり若干なりともそれで我慢して頂かないと、全体が收まらないという観点から半分にしたわけであります。

員並に上るのであります。そろして現在の給與水準からいいますと、公團職員は、普通の一般公務員に比較しまして相当高い水準にござりまするし、それに先ほど申上げました他の職員との権衡という点を考慮いたしまして、或る程度御遠慮して頂くという結果になつたわけであります。

○森下政一君 それならば、仮に実際には百分の十の特別手当を支給するといふことでありますても、法文の上では百分の三十の範囲内でやるというふとなつておりますものを、わざ／＼百分の十などと改めなくとも、三十の範囲内でもやるということができるのですから、触れずに置いたらどうかと、こう考えますが、どうですか。

○説明員（岸本晋君） この百分の十と申しますのは、支給総額という意味でして、現行の法律によりますと、特別手当は俸給額の百分の十から百分の五十の範囲内で支給する。但しその支給額は、本体の百分の三十を超えてはならないということになつております。つまり財源において、百分の三十という点に抑えたのでありまするが、百分の十というのも、財源の関係で抑えたのでありますて、との配分は百分の三十にするか、二十にするかといふことは、公團が今後自由におやりになるということになるのであります。

○森下政一君 そうであればどうなんですか。今度百分の十ということにすることによつて、何か予算面の修正となることが行われるわけですか。

○説明員（岸本晋君） 予算面の修正といふことではございませんで、今度のベース・アップに伴つて必要な所要額加額がありまする場合に、新らしい本

○森下政一君 それで今は触らずに置いて、財源の総額で、百分の三十の範囲内として置いても、実際の問題としては、一向支障がないのではないかでしょうか、別にこうしてしまわなければ困るというようなことはないでしょう。

○説明員(岸本晋君) 百分の三十といふことにいたしますと、やはり予算は最高の百分の三十のところに組まなければならぬことになると思うのでありますまして、やはり予算としましては、百分の十というところで組んでおるわけであります。

○森下政一君 予算は百分の十で組んであるのでしよう。そうではないのですか。

○説明員(岸本晋君) 今度の新らしいベース実施のための追加所要額をはじめます場合には、新しい本俸ベースに百分の十の特別手当を乗つけた予算と現行の予算との差額だけが追加所要額として載つておるわけであります。

○油井賢太郎君 今の予算の問題ですが、予算措置のどれに載つておるか、それから今までの百分の三十のときの予算と今度改正された予算の比較はどこにあるか、ちょっと説明して下さい。

○説明員(岸本晋君) 只今の予算関係につきましては、正確なデータを只今ここに持合せございませんので、あとで差上げることにいたしてよろしくございましょうか。

○油井賢太郎君 どうですか、この法案はその資料を提出されてから改めて

○委員長（小串清一君） それではこの特別鉱害復旧特別会計法案についての質疑を開始いたします。先ず主計局法規課長の佐藤君に、この案についてもう少し御説明を願いたいと思うのです。

○政府委員（佐藤一郎君） 只今提案しております点につきまして、極く概略御説明申上げます。

第七回国会において特別鉱害復旧臨時措置法というものが通りまして、法律となつたのでございますが、これは御承知のように、筑豊炭田並びに宇部の炭鉱等におきまして、戦時中に非常に國の命令で無理に掘らせました、その鉱害のあと始末をしようということで法律を作つたのでありますて、その仕組は、鉱業権者から納付金を徴収いたしまして、それを財源に充てて復旧をやつて行く、なおそれにも公共事業費の関係の補助金を出すという仕組になつておつたのでありますて、それを復旧公社という公社組織によつてやうとしたいたしましたが、關係方面のほうで公社の組織につきまして異論がございましたのですから、實際上その法律は通過いたしたのでありますて、これが特別会計の組織に改めましてやることにいたしたのであります。

それで今般關係方面の了解を得まして、これを特別会計の組織に改めまして、これと呼ぶ者あり

○委員長（小串清一君） それではそうちいたします。

特別会計法ができております。この臨時措置法にござりますように、原則としては、鉄道権者がトン当たり幾ら、つまりトン二十円と、それから十円のところがございまが、そういう標準で以て納付金を納めまして、それに寄附金やその他受益者負担金が收入となりまして、それを唯一の財源といたしまして復旧をいたすのであります。尤もそれに対しても当高率の公共事業費の補助金が出る建前になつております。それらを全部合せて約七十五億円に上る特別鉄道の復旧を実施しようというのがこの特別会計法の目的でございます。この特別会計法の特色と申しますのは、直接にこの会計が事業を行うのではございませんとして、いわば業者から納付金を取り立てて、それをブルするという作用だけをいたしております。これを財源とし、それに公共事業費等を合せまして、道路や河川については、それぞれ法律の定めるところにより施行されるわけであります。その他につきましては、それらの施行者がその金を貰いまして、そうして事業を実際行う、こういう仕組になつております。特別会計法の規定そのものにつきましては、他の一般の会計法と殆んど異なるところはございませんから、條文を讀んで頂きますとおわかりになると思います。

のですが、本体のことを少し説明してもらいたい。
○説明員(上坂清一君) 戦時中に国が要請いたしまして、通常鉱事防止のために掘らないような個所、或いは通常の場合は掘探を制限するような個所を本国の要請によりまして掘つたわけあります。その鉱害は、この法ができる前に配炭公団というのがありますて、配炭公団が石炭を買上げます価格の中に十六円十一銭というものを加算いたしまして、それを財源といたしまして復旧をして来たわけあります。
昨年の九月十六日に配炭公団が廃止になりましたとして、そういうふうな鉱害復旧のための財源というものはなくなりましたので、この臨時措置法を提案いたしましたして、漸くそれが第七回国会の最終に成立いたしまして、この五月の十二日から施行しておるわけであります。
先ずそういう鉱害を認定するといふことが第一でありますて、いろいろな鉱害があるわけであります、その中からそれらそういう鉱害を認定する、認定する條件は今申上げました通り、戦時中太平洋戦争中の国の出炭増産の要請のために通常掘探しないような所を掘探したこということが一つと、それからそれを復旧することが公共の福祉の増進に適当である、なお復旧に適する状態を待つてあるといふことが要件であります。この二つの要件を満たすものが特別鉱害として認定されるわけであります。その復旧の工事の種別は、土木事業、道路とか堤防とか、そういう土木事業、それから農地の復旧、これは農地自体の嵩上げと灌漑水路等の復旧事業、それから水道関係であります、が、坑内採掘のために水が抜けまし

て、水がなくて困つておる。こういう所に水道を新設する、それから鉄道の関係であります。倒壊に瀕している、或いは校庭が水びたしになつて、こういうような事例があるわけでありまして、こういう五つの事象に対して、公共事業費或いは行政部費によつて一部補助的に支出をして頂きました。そのほかに、公共事業費とか行政部費によらないで、いわゆる家屋とか或いは簡易水道、こういうものをこの特別会計から支出するというのが、一いつ般般であります。そのほかに、公共事業費と申しますが、その納付金は、この特別会計から全額出して復旧するわけであります。特別会計の收入と申しますのは、鉱業権者から納付金を取るわけでありますが、その納付金は、そういう特別鉱害を持つてゐる企業体のうち、直接その事業場に特別鉱害を持つてゐる企業の中でも、その他の事業場からは十円を取らるとしております。例えて申しますと、三井炭山からの三池炭鉱、山野炭鉱、こうの三社は、直接にその事業場に鉱害を持つておりますので、その炭鉱の出炭から、これを五ヵ年で復旧するといふ計画でござります。この納付金を徴收めに、工事代金を支拂うといふこととのために、只今説明のありました特別鉱害

復旧公社といふものが設立されたのであります。私どもの主張されたのであります。私どものほうでは、この公社といふものは、公団等といふ等の中に入らないといふことで、いろいろ折衝もし、法制局の意見も聞いて見たのであります。なおこういうことでも関係方面的了解を得られないといふので、現在公社は設立されたままで、その業務は開始の運びに至つておらないであります。なおこういうとがこれとほかに本法の附則十三項に、復旧公社の業務は昭和二十五年の十二月三十一日又はその前に通商産業省にその業務を引渡さなければならぬという規定がありますので、今度改正案を出したわけであります。通商産業省で業務を行いますためには、通商産業省の設置法の一部を改正いたしまいますが、施設部を廢止いたしまして、資源庁の炭政局に施設部といふが、そのほかに鉱害部といふのを設置するということになつております。本法の大体の原則はそういうことでございまして、開発鉱害部を設置する通産局に石炭部といふのがあります。これが、そのほかに鉱害部といふのを設置するということになつております。本法の大体の原則はそういうことでございまして、この鉱害を復旧するといふ責任は、一応政府にない。併しこの鉱害をそのままに捨てて置くわけに行かないものですから、國の公共事業費と地方公共團體の負担、鉱業権者の納付金といふものをまとめて、復旧できるような仕組に政府は持つて行くべきである、こういう基本的な考え方で、本法が組立てられているわけであらります。なお國といたしましては、こゝの事務費を負担するということになつてお

ております。なおこの特別会計法では、この事務費負担金といふものを全部省きまして、これを一般行政費のほうに入れている。特別会計では納付金等の收入と工事代金の支拂と、金銭の貯蓄のみを取扱うということになつております。

○森下政一君 この受益者負担金といふのは何ですか。鉛害の復旧を受ける者が負担する金なんですか。

○説明員(上坂清一君) 受益者負担と申しますのは、復旧いたしまして、御旧の結果利益する者があつた場合に、その者から受益の程度を徴収する金であります。例えて申しますと、傾いている家屋を復旧いたしまして、その家の屋の寿命が相当伸びたというような場合であります。その場合に家屋の所有者から取る、こういうことあります。

○森下政一君 そういう場合に受益の程度の認定ですね、どれだけの受益をしておるか、その受益に対してもだけの負担金を賦課するか、そういうことはその臨時措置法といいますか、ここに明示してあるわけですか。

○説明員(上坂清一君) 本法の二十一條でしたかに書いてあるわけですが、これは通産大臣が認定するということになつております。二十三條の二項で、前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者がいるときは、通産大臣は、主務大臣に協議して、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、「これを受け取付けることができる」これが受益者負担金の額でございます。

○森下政一君 そこでお話をよくわ

か 規にのに用ひるのにと 三 せしたをの ま有場家じこ 後じ らい 和歌子ノ郎

りますが、実際の扱いとしてはどうなんですか。誰がやるのですか。
○説明員（上坂清一君）この判定につきましては、資源局でやるようになります。なお出先といたしましては福岡の鉱害部、宇部では石炭事務所で、というのが当つておるよう考へております。
○森下政一君 そうすると、仮に受益者と認められた者が、そんなに利益はありません。それはどの類じやない受取りません、それほど額ではないというような異議があると考えられる場合にですね、そういう場合の話合いというものはどうなんですか。
○説明員（上坂清一君）これは受益者と十分合せをいたしまして納得ずくまで取るつもりであります。
○森下政一君 わかりました。それからもう一つお尋ねしたいのは、復旧の工事自体は、仕事自体は、誰が、誰の責任でやるのですか。
○説明員（上坂清一君）本法の第五條に、工事の施行者というところがありますまして、これは施行者を法律で定めておるわけであります。施行者は河川法、道路法というような国が直轄にやる場合は、主務大臣が責任者ということになつております。それから道路、堤防、水道、農地等公共事業費でやるものには地方公共団体、それから家屋、墓地等の非公共事業については被指定者、被指定者と申しますものは、特別鉱害を持つておる炭鉱であります。こういう者が工事をやる、それを法律で施行者と言つております。

のほうからお話をあつたのですが、この予算といいますか、費用が七十五億と言われましたですね、それは納付金だけを指すのですか。公共事業費のほうも加算して言うのですか。或いは返納金とか、寄附金とかいうような雑収入を入れておるのですか。この点一つ内容を明らかにして頂きたいと思います。

○政府委員(佐藤一郎君) これは復旧工事費の総額が七十五億円ございまして、そのうち公共事業費で以て補助いたします分が三十九億八千万、約四十億です。それから地方公共団体のほうは五億四千万、それから特別会計自体が約二十九億円ということになつております。

○油井賢太郎君 その特別会計の二十億の内訳を更に説明して頂きたい。

○説明員(上坂清一君) 特別会計の収入は大体三つになつておりますて、一つは二十円、十円の納付金でありまして、この納付金は今後五ヶ年の出発を予想いたしまして計上しております。それが只今申上げました二十五億九千三百万円のうち二十二億円でございます。この出発は本年度が四千万トン、二十六年度四千八百万トン、二十七年度四千三百万トン、それから二十八年度四千三百万トン、二十九年四千五百万吨、こういうように推定いたしまして、なお二十四年度の下期からそれは取るものですから、二十四年度の下期を千九百万と抑えまして、これも出発を計算しております。これが二十二億円であります。

○それから受益者負担金は、只今御説明申上げましたので、まだ工事の施

行前であります。が、施行されれば受益者が出て来るということが予想されますので、そういう者と打合せの上、先方の同意を得まして受益者負担金を出す、こういうものが三億五千万ほどあります。

これをもう少し御説明申上げますと、特別鉱害で復旧すべき道路が二千メートルあるといいたします。ところが特別鉱害にかかるものはそのうち千五百メートルである。あとの五百メートルというのは戦時中の掘採によらないで、戦前の掘採によるいわゆる一般鉱害である。ところが道路を直しますために三千メートル全部直さなければいけませんので、あとの五百メートルは特別鉱害に多少の関係はあるけれども、厳格な意味における特別鉱害はない。その五百メートルを復旧することによって、鉱業権者等が受益をするということで、事前に打合せまして、受益者負担金を出して貰うようになつております。それが三億四千九百万円であります。

〔委員長退席、理事 大矢半次郎君
委員長席に着く〕

それからこの法律ではいろ／＼まだ複雑な点があるわけですが、或る炭鉱で僅少な鉱害を、特別鉱害を持つておる。そういう僅少な特別鉱害を持つておる炭鉱も十円とか、二十円を出すのは非常に酷でありますので、僅少な炭鉱はそういう納付金を認めないで、自分で工事をやる自己復旧規定というのがあります。その自己復旧規定者も、公共事業については一応鉱業権者の負担金を特別会計に納付いたしまずので、その自己負担分の納付金が四千万円ということになつております。合計

いたしますと約二十六億に上るのでございまして、二十六億で約四億足らないという結果になります。この四億足らないものをどう処理するかというところで、いろ／＼問題になつたわけあります。が、本法の二十六條に、国は地方公共団体又は鉱業権者等から寄附を受けることができるという條項がありますので、鉱業権者等に現在御相談申上げておるわけありますが、寄附による、こういうように考えております。

○油井賢太郎君　十円、二十円の納付金というものは、これは特別鉱害を受けない炭鉱においても負担することはない了承したのですか。又十円、二十円は必ず取るということで以て法制的な力はあるのですか。

○説明員（上坂清一君）　これは前国会で本法成立のときに非常に採みに採んだのであります。が、前国会の結論では、関係鉱業権者から金を取る。特別鉱害には無関係の炭鉱には取らないといふように国会で修正されたのであります。特別鉱害を持つている企業体のみから取る。その以外のものは取らないということになつております。

○政府委員（佐藤一郎君）　同じ会社の中で四ヵ所の坑があるとしますと、一ヵ所だけ鉱害を受けていると、その一ヵ所としては二十円取られる。他の同じ企業の他の三ヵ所は十円取られる。併しこの企業以外の全然自分の持山のどこも鉱害をこうむつていないとこころは一文も取らない。一番最初はそういうものも取るということであつたのが、前の国会で採みまして、全然無関係のところからは取らない。併し自分の中であつとでも一ヵ所あれば取

○委員長(小串清一君) 午前に引き続きまして委員会を開催いたします。
所得税法臨時特例法案、物品税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、以上四案につきまして質疑を行います。
○油井賢太郎君 私から要求した資料を頂戴したのですが、この資料について特に当局のほうで注意すべき点があるなら、先ず御説明願つて置きたいのですが……。
○政府委員(平田敬一郎君) 提出されましたのは、砂糖と揮発油の生産、輸入、つまり需給に関する概況の資料でございまして、特に御説明申上げるというようなことはないかと思いますが……。
○本内四郎君 ちよつと主税局長に伺いたいのですが、物品税の額縫ですね、額縫では普通商店で売られておるのに對して物品税をかけられることは尤もな次第だと思うのですが、ところが絵書きが展覽会に出しておる絵につける額縫なんというものはあれは免稅でしようか。
○政府委員(平田敬一郎君) 額縫は一般に役所とか、事務所とか、或いは家庭に一種の飾り物的なものとして付けられるのが通例でございますので、課稅いたしておるわけでございますが、絵書きが購入するものに対しましても

同様に特別の免税はいたしておりません。と申しますのは、絵書きさんが購入されまして、更にそれを転売されるという場合もございまして、絵書きが購入するが故に特に免税するというのではなく、ちよつとむずかしいのじやないか。ただ額縁につきましては、いろいろ話もありまして、実情をお聞きしますと、やはり余り安いものにはどうかというような意見が大多数のようありますので、まあ五百円程度以下のものは非課税にする。生産者の価格でござります。そういう方法によりまして、絵書きさんが一時自分が保存する間に或る程度の額縁にかけて保存して置くという程度のものは、或いは非課税にする。ただ正規のもので転売もすぐにつけるような種類のものにつきましては、これはやはり絵書きさんが買おうという理由で免税するというのはちよつと困難だらうと、このように考えております。

おもしそうな質のものばかりではありません。と、これは一つの考え方だと思ひます。が、そういう保存したあとで転売するよりも、ございますし、いろ／＼な場合がござりますので、ちょっとと絵書きさんが買うからという理由で免税するの度に設けまして、本当に大した額縁でないものと考えまして、絵書きが絵をまいが。従いまして免税点を五百円程度に設けまして、本当に大した額縁ではないものと考えまして、絵書きが絵を一応保存するものは、こういうような免税点によりまして免税するようになります。

○木内四郎君 展覧会に出す絵書きはいろ／＼あつて、その中には有名な絵書きなら売れるかも知れないけれども、まあ売れないものが随分多い。殊に絵書きはこの頃非常に絵の売れ行きが悪くて困つておるというのがあるので、まあ美術奨励というような意味で展覧会に出しておるようなものについては何か特別の措置はできないのですか。売れた場合にはこれは別ですけれども……。

○政府委員(平田敬一郎君) なか／＼その辺技術的によほどむずかしい問題じやないかと思うのであります。楽器等についても、音楽家が買うもののは免稅してくれという希望はあるのです。が、これもなか／＼むずかしい問題で、素人が買う場合であろうと、音楽家が買う場合であろうと、ピアノには税がかかりますし、それからヴァイオリンも税がかかるということに相成つておるわけであります。ただ樂器のほうは学校で使う場合には免税いたしております。どうも絵書きさんが使つた通り、音楽家が使うという理由で免税するといふのはなか／＼むずかしいのに

やないかと考えております。そういう点がござりますので、さつき言いまして、たように、若干無理いたしまして免税点を設けまして一時保存するためには、必要な程度の、類縁にかけて保存して置くという程度のものは非課税にするよううな措置を講ずることにいたしております。

○森下政一君 先ほど物品税施行規則別表の改正案というものを資料として置きました。これはこれから一つ拜見させて貰おうと思いますが、更に私ども一番知りたいことは、次のような点についての何か一覽表のような資料を頂きたいと思うのです。従来物品税が課税されておつて、今度免税されると、いうものがあれば、それは一体どういうものであるか。それから従来免税点が設けられていないくて、今度新たに免税点と、いうものが設定されたものはどういうもののか。それから従来免税点があつて、それが更に引上げられたといふものがあるればそれは一体どういうものであるか。そういうものをわからやすく一覽表にしてでもらうと便利だと思いますのでお願ひいたします。

○政府委員(平田敬一郎君) そういうふうになりますと勢い不正確になります。これに基きまして各項目ごとに御説明申上げますとよくおわかり願えなかと思います。或る程度の概略のものもします。でもよいということになりますと……。

○森下政一君 委員諸君に御差支えなれば、そういう説明を願いたいと思えます。(賛成と呼ぶものあり)

○委員長小吉清一君 賛成ですわ
構です。
○政府委員(平田敬一郎君) この別表につきまして順次御説明申上げました。ほうが結局漏れなく説明できといふと思います。御承知の通り物品税の改正の要点は、税率を引下げたこと、そなから課税から除外したことと二つでございます。課税から除外する方法といたしましては三つございまして、一つは、法律でもう脚から完全に品目で削除をしてしまうということと、それなら法律に記載した品目のなかで細目を政令で規定しておりますが、その政令の品目を削除する方法、それから免課税点で外すという方法と三つあるわけござります。従いましてその点が改正の主な点でございます。以上のようないくつかの問題に關連しまして順次御説明申上げます。

品につきましては、楽器との権衡を考慮しまして、一段階落しまして二〇%の税率にいたしております。改正案の第十六号になつておりますが、これは從来は六十の税率の適用を受けておりましたが、今回は内類に組替えまして三十の税率にいたしました。これは主として樂器との権衡をとりまして一段階引下げたわけでございます。從来から樂器は内類でございまして、どうもピアノと等音器と権衡がとれないといふ御意見が国会等におきましてありますので、蒸音器のほうを引下げるごとにいたしたわけでございます。もう一つは、さつき申しました毛皮、真珠と同じ理由によりまして、羽毛の場合でございますが、これも羽毛の段階におきましては外すことにいたしました。徒然に原面で手数を取る場合が多いので、そういう改正をいたしております。その細目を申上げますと、羽毛製品のうちでスリーピング・バッグといつたような登山用具がございますが、そういうものは品目を組替えまして、羽毛製品であつても運動具として扱つたほうがよろしいだらうというので、運動具のほうに組替えましたものが一部ございます。それが乙類に関する改正点でございます。

それから内類でございますが、内類は原則としまして税率を五十から三十にしておられます。それに対しまして少し考慮を加えましたのは、樂器のうちで最も大衆的と認められるハーモニカ、木琴、カスネット、トライアングル、明笛、こういったらしくかと申しますと最も大衆的と認められますところの樂器につきま

て、丁類に属せしめ、二〇%の税率で課税することにいたしております。それから化粧品につきましては、これも原則として樂器等は免稅点を二百円にして、うしなの玩具の項目のところでそのことを規定いたしております。それから化粧香水、香紙、白粉、紅、化粧粉、こういったものにつきましては五十が三十分下つただけでございます。化粧水、養毛料といふようなものはどうも相当大衆的であるということを考えまして、これは他の化粧品、ボマード、タリームが現在三十が十に下つたのでございますが、それと均衡をとりまして十に引下げたのでございます。それから電気ストーブ、瓦斯ストーブ、ガソリンストーブは今は五十でございますが、このうちで瓦斯ストーブは最も最近普及されておるようでございまして、燃料等の方面から見ましてほかのものに比べて一番助長しているという意見が大多数のようでございますので、これだけは五十を二十に引下げました。電気ストーブは三十で瓦斯ストーブは三十でございます。それから冷蔵器のうち、電氣冷蔵器その他は一般的に五十が三十に下るのでございますが、氷のものが今まで五十五でございましたものを二十分に引下げました。それから電氣器具のうちで湯沸器等の実用的な価値の多いものにつきましては、今まで五十五でございましたものを二十に引下げました。それからそのうちで電氣炬燵、足

温器といったようなものにつきましては、この際課税から除外することにいたしました。それからあとは大差ございませんが、グルタミン酸ソーダをございます、つまり味の素で主成分とする調味料、つまり味の素でございますが、これは最近まで給付統制をやつておりますし、それから輸出に専ら振り向けるというので、国内的には禁止的な関係もございまして税率を現在五十にいたしておりますのでございますが、昨年の春頃から国内に一般販売を認められまして、これも相当普及されるようになりますので、税率を、食料品でもござりまするし、五十分から十に引下げるにいたしました。それから室内装飾品につきましては、税率が五十から三十に下がるのであります、これらも同じく余り細かいものは課税から除外したほうがよかるうという意味におきまして、一個又は一組三百円以下のものは免税することにいたしました。但しこの中に入つております額類等につきましては、五百円程度以下は免税することにいたしております。それから囲碁、将棋も原則としまして五十から三十でございますが、ただ脚のない盤とか、石以外の碁石、彫つてない将棋の駒、こういうものにつきましては少し考え方として、玩具と同じく考えまして二十の税率にいたしました。それからあとは釣用具類につきましては、税率は五十から三十二ございますが、釣針、釣糸等は特に課税するまでもなかろうというので課税から除外することにいたしました。而して釣竿につきましては、免稅点を二十円を百円に引上げることにいたしております。

十に下るでございますが、物によりなつておりますが、これは下げる必要まして、最近の消費の状況からいたしまして若干の組替えをしました。即ち一番大型の乗用自動車、これは三十になつておりますが、これは下げる必要もなかろうというので三十の税率を据置いております。それから化粧クリーミ、ボマード、これは大衆的だからというので免稅論も大分強かつたのであります、歳入にも大分影響がありまして、先ず今日の段階では十程度の課税は妥当であろうというので、十の、税率にいたしております。それから金庫につきましても、課稅廢止論も大分ございますが、三十から十に引下げて課稅を存置することにいたしております。それから大理石、タイルでございますが、大理石につきましては、一般と同じよう三十から二十に税率が下りますが、大理石と陶磁器製品、タイルにつきましては、建築用材等の点を考慮いたしまして三十を十に引下げる、そうして更に漸つてないもの、それから一平方メートルの価格八十円程度以下のもの、これは免稅することにいたしたわけであります。台所、便所等で使いますタイル類は、課稅から普通のものは除外することにいたしております。それから喫煙用具につきましては、税率は一般通りでございますが、免稅点を百円程度にいたしておきます。それからコーヒーや紅茶等につきましては、コーヒー類は三十が二十分に下るのでございますが、紅茶と点茶等につきましては、生産、消費の実際毛皮という毛皮製品は課稅いたしてお

こういうものは防寒具としての必要性
が大分増して来ているようでございま
すので、三十を十に引下げております
。それから照明器具につきまして
は、税率は三十から二十でございます
が、これは率直に申上げまして少し大
幅に課税から除外したほうがいいじや
ないかというような考え方からいたしま
して、シエード類は、現在は免税率は
五十円でありまするが、二百円に上げ
る、グローブは免税率はないのであり
ますが、三百円程度に設ける、スタン
ドも八百円程度以上から課税する、そ
ういう改正にいたしております。
それから鞄、トランク類につきまし
ては、税率は三十を二十に下げたので
ございますが、免税率につきまして
は、牛皮等の普通の書類鞄程度までは
三千円にいたしております。それから
飾物、玩具、搖籃具、乳母車類等につ
きましても、それら、税率は三十が二
十になるだけでございますが、免税率
で最近の実情に即応するように改正い
たそうというのであります。即ち簡句
飾物につきましては、一個五百円、一
組千五百円程度以下のものは課税から
除外する。それから玩具につきまして
は、今八十円の免税率ですが、三百円
程度に引上げる。乳母車はどうもこれ
はやはり課税はどうかと思いましての
で、千五百円を五千円程度に引上げて
おります。この辺は少し実用的価値を
考慮しまして大幅に引上げたのであり
ます。それから搖籃は八十円を七百円
に引上げ、それから子供の乗りますと

ころの三輪車につきましては七百円の免税点を設ける、大分細かいのであります。それから時計につきましては、税率は三十から二十に下りますが、時計の部分品の中の文字盤だとかガラス、代用ガラスとといったようなものは徵稅手續ばかり面倒でございますから課稅から外しますが、側とそれから中のムーブメントは残します。そうして時計はやはり実用的価値がありますので、どうもやはり一応二〇%で課稅するのには無理であろうということを今回考慮いたしまして、腕時計は一箇千三百円、これはメーカーの価格でありますから、小売価格はこれの七割増しと御判断願ひば大体間違いないのであります。千三百円程度、掛時計が一千五百円、目覚時計が五百円、その他の時計は必ず若干実用性が少からうというので免稅点を設けておりません。それから鉄瓶、陶磁器、漆器、硝子製品、これにつきましては税率は三十から二十に下るだけございますが、免稅点でそれはできるだけ考慮しようといふわけでございます。殊に食卓に使うものの、食べ物に使うものはできるだけ免稅点を考へるという趣旨で少し免稅点を勉強いたしております。鉄瓶はちょっと今三百五十円でござりますが、これを五百円、それから食卓用の漆器類、碗類でございますが、これは少しだ幅に引上げまして今百円を五百円というふうに引上げるわけであります。いましては七十円を三百円程度に引上げる。膳につきましては二千円の免稅点を設ける、要するに食物用品は性質

上必要性が一番強いという点を考えま
して、特別に贅沢品にだけかけるどう
いう考え方で免税点を定めることにい
たしました。その半面重箱、弁当箱、そ
れから硯箱、宝石箱、こういうものにつ
きまして若干課税していいだらうとい
うので、五百円程度から課税すること
にいたしております。それから文房具
につきましてはスケッチ箱や画架等は
これを課税から除外することにいたし
ました。が、インクスタンドは若干贅沢
なものでござりますので、二百円ぐら
いの免税点以上のものは課税する。ア
ルバムも同様に三百円以上のものは課
税する。その他は百円以上から課税す
る。そういうことにいたしております。
それから身辺用細貨類でございます
が、これは実にいろいろございました
ものがござりますので、全部外してし
まう、ということも研究したのでござい
ますが、やはり少し贅沢な物は課税し
たほうがいいだらうという趣旨で、外
すものといたしましてはハットビン、
ネクタイビン、カラードメ、カフスボ
タン、ヌダル、時計の紐、こういうも
のは外すことにしておりますが、
ハンドバッグ、財布、懷中用蓋状入れ
等につつきましては課税を残すことと
いたしております。この辺も免税点を
できるだけ上げるがよからうとい
うので、ハンドバッグは五百円を二千
五百円に引上げる、財布類は百円です
が、千円以上のものはかける。これ
はわに皮のような立派なものばかりする
が、普通のものは外してしまう、こう
いう考え方で免税点を上げることにいた
しております。それから鏡類、手鏡の
ような小さい鏡は百五十円を五百円に
しております。それから衛生器具ケース

は千円で免税点を設ける。そのほか細かい課税品目も、剃刀の刃とか毛抜き、携帯用の楊子入れとか、小道具入れなどいろいろ／＼細／＼したものまで入れてゐるのであります。そういう細／＼したものは徒らに零細なものにかけるのは、これは実用品でもありますので、課税から除外することにいたしました。

それから幻燈機、実物授映機及び同ケースでございますが、実物授映機は主として実験用に使われますので、やはり課税から除外したほうがよからうというので法律から外しております。

幻燈機については、これも相当、單純な趣味だけじゃない、用途が大分あるようでありますから、三十を十に引下げております。それから絵葉書類は鑑賞用の写真、印刷物は三十五を二十にして課税いたしますが、絵葉書は課税することもあるまいというので課税から外しております。それから帽子と杖、鞄であります。帽子につきましては一千二百円の免税点でございますが、二千円に引上げることになつております。これは実用的な普通の帽子は殆んど外れて参りまして、パナマ帽とかほんの高級のものがかかるということに相成ると思います。杖、鞄は二百円であります。家具につきましては、大分改正を加えておりますが、現在家具につきましては、普通の籠筒類は五千円の免税点でございますが、これを二つの段階に分けまして、普通の東京あたりの籠筒は七千円に引上げる。これに對しまして関西で使います少し大型の籠筒は、どうも同じじや無理だということで、大分各方面から声がありまして、調査しました結果、やはり高いと

いうことがわかりましたので、今何若干特例を設けまして、特大のものにつきましては八千五百円の免税点にしておられます。それから長持は七千円でござります。それから食器戸棚、鏡台とか整理箪笥、こういうものは三千円を四千五百円に引上げることになつております。机、椅子、書棚、木箱、衣類戸棚、寝台、これは二千五百円を四千円に引上げる。下駄箱、衣裳箱は二千五百円を三千円に引上げる。それから椅子とか鏡、火鉢、衣桁、帽子掛、傘立、これは二千円でございますが、三千円に引上げる、そういう改正にいたしております。それから麻雀のテーブルその他実用性の少いものにつきましては、余り低い免税点は必要なからうといふので、五百円の免税点にしまして、少し余計に課税することにいたしております。これは物によりますと現在よりも却つて免税点が引下げるになるものもあります。家具は大体以上の通りでござります。

では、二十を十で、一般の改正通りであります。真空管も二十を十にいたしました。魔法瓶も二十を十にいたしました。車につきまして、普通四輪自動車はやはり二十の税率を据置いておられます。これはオード・シボレー、これに属するもの、それから日本でできます四輪の小型自動車はこれは二十に据置く。それから三輪自動車、自動自転車、スクーター類はこれは大衆的と思われますので、二十を十に引下げております。

エッセンス等の食品加工料は十を二十に引上げる。敷物につきましては二十を十に下げますが、花蓮につきましては、免税点を若干引上げまして一坪当たり三百五十円程度にすることにいたしました。これは実用品として使われる程度のものは除外しようという考え方でございます。

それから以下は大分外したものがありますが、扇子、团扇、カレンダーパン、提灯、懷中電燈、万年筆、ミシン、安全剃刀、板硝子、これはいづれも己類といたしまして百分の十の税率を適用を受けておりますが、これは原則として、全部課税から法律で除外することになつております。ただガラスの中でステンドグラスだけはタイル等との權衡がありますから十で残すこといたしております。紙につきましては、いろいろ検討いたしまして全部をと大半紙、これにつきましては、最近の業界の事情からしても困難な事

情もありまして、改正すべきではないかと思ひますけれども、又性質から鑑みまして、障子紙だけは外すことにいたしました。洋紙につきましては、全部外すかどうかは研究いたしましたが、歳入との関係がありまして五%の税率で残すことになりました。洋紙だけが例外とされまして非常に低い税率で残つております。これは一面から申しますと、最近洋紙の需給状況がやはり相当あるようありますし、生産もよくなるし、売行もないので、税率を全部撤廃しても、果して消費税だけ下るか下らないか問題でござりますし、先ず一年くらくなつぐらいの課税率をいたしまして歳入を期待するのがよはないかという趣旨で存置したのであります。約二十億程度紙だけで收入が入るのであります。それから滋養強壯剤はこれは原則として外しまして仁丹等のロ中剤は残しております書画骨董はそのまま残しております。

第二種の物品税につきましては御承知かと思いますが、マッチは千本二円を一円として半分、飴、葡萄糖等は千五百円を五百円、三分の一に引下げております。サッカリン、ズルチンは三千円を千円に引下げております。三分の一に引下げております。それから蜂蜜は徵稅手續等の關係も考慮して課稅は除外する。それから清涼飲料につきましては、ラムネを千二百円、それからサイダーが五千円を二千円、ソーダ水が千五百円を五百円というふうに、大体半分強の五割乃至七割程度の引下げを税率について行おうとするものでござります。

以上が大体課稅物品表としまして、以上申上げましたような点を織込みま

して、成るべく正確なものを作りまして、お手許にお配りいたしてあるはずでございます。ただしこれにつきましてはまだ最終的に確定とは申上げかねる点もござりますので、新聞公表も差控えておるのでございますが、歳入に余り影響のないところにつきましては若干の補正を加えることがあるかも知れません。又字句等につきましても、少し修正を要する部分があるうかと思ひます。が、審議の御参考までに御提供了次第でございます。

○油井賢太郎君 マツチの收入はどのくらいありますか。それからあと価格に對してのパーセンテージは何%ぐら

いですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 価格に対するパーセンテージは、今度の改正案で割引を見ております。高率にいたしまして……。本当はもう少し高く課税をして収入を上げるのが一つの方

法かと思うのですが、遺憾ながら日本におきましては、大分脱税者がござりますが、一 方におきましては、一般的金庫もございますし、先ず今回はこの程度の課税をしたらしいのじやないか。理窟を考えますと、どちらかといふとむしろ油井さんと反対の議論が出来そうな品目の一つでございます。

○油井賢太郎君 次に喫煙用具とそれからライターなんかの関係が別々にあります。製造業者が競争がやりきれんという点もございまして、今回の改訂で最低の税率まで持つて来ますと、これ以上はやめるか残すかいずれども、マツチは一般国民の必需用品だと思うのです。そういうものに何故課税をおやりにならなくちやならないのか。

○政府委員(平田敏一郎君) マツチに課税するかしないかにつきましては、いつも国会で問題になりますし、私たち只今いろいろ研究もおこなっておるのでございますが、理窟を申しますと、相當煙草等に使われる申しますが、必ずしも必要と申します

としても、それも米とか、味噌とか、醤油とかといふものと物の性質が違つて外國の真似をするわけじやございませんが、先づ物品税をこの程度徴收しまするにつきましては、マツチにかかるところもあると思います。どこの国でも

○政府委員(平田敏一郎君) 課税価格は、量税でございますので、本数は調べて引下げてあるようございます。

○政府委員(平田敏一郎君) これは征度の税率でしたら、この程度の課税をいたすのは妥当ではなかろうかと思う

○油井賢太郎君 課税価格は、量税でございません。価格は大体その十倍と御承知願いたいと願います。

○油井賢太郎君 次に金庫などといふものは大体大衆向じやない。これは大衆向と相当離れたような人々が所持を

しておるものだと思うのです。これは非常に安いのです。その点はどうお考

えになつていますか。

○政府委員(平田敏一郎君) 金庫につきましては、実は二つの点を考えたの

であります。一つは事務専用と申しますが、銀行とか、大きな会社等が使

いますのは、これは一つの営業の必要

でもあります。一つは、それは蓄音機として課税するのであります。

○本内四郎君 高いほうへ引付けるの

ではないかと、こういうような点が考

えられるのですが、その点如何ですか。

○政府委員(平田敏一郎君) 金庫につきましては、殊に本年度の九州地方の原料価格は、十貫当たり二百円乃至二百二十円

です。ところが関東地方は三百五十五円乃至四百円の高率を以て穀粉製造を

する、殊に本年度の九州地方の原料価格の差といふものは非常に大きいといふようなことから、この種の問題について課税の標準が平均化すべき

題について課税の標準が平均化すべき

ことが、勿論免税点を設けて高いものだけ取るという考え方も勿論あると思いま

すが、私ども率直に申しまして、併しその点を考慮して税率等でアジャスト

するといふ余地は余りあるまいと考

えておる次第であります。

○木内四郎君 もよつとつまらんことを考

えておられるといふことは、それでアジャスト

するといふ余地は余りあるまいと考

えておる次第であります。

○政府委員(平田敏一郎君) それは蓄音機として課税するのであります。

○本内四郎君 高いほうへ引付けるの

○政府委員(平田敬一郎君) そ、うやうや
されどおず。

○油井賢太郎君 この施行規則は、大体いつから実施になるお見込ですか。

○政府委員(平田敏一議君) 法律案ども同じく来年一月一日から実行するつもりでござります。従いましてこれはま

だ非常に荒削りなものでございまして、法制局と折衝をいたしておりませぬので、字句等若干修正の余地があろ

○委員長(小串清一君) ちよびと速記
うかと思ひます。

〔速記中止〕

○森下政一君　主務局長に一つお尋ね
から速記を開始して下さい。

したいと思うのですがね、所得税に関する
ても私は同様のお尋ねをしたのである

して、お預り回機の本腰根を、お手に取ら
りますが、こういうふうに非常な御苦
心をおさつて物品税を廻減すると、ハラ

心をなす。一物に積み重ねることに努められた。そうすると常識的思考による一一番末備の小売価格が、

金が下つたことによつて低落して行く」というのが先ず普通の場合だと思われ

るのですね。ところが朝鮮事変その他の関係で物価はどうつかといふと上高

きの傾向にあるのじやないかと考えられる。折角物品税の低落に努められた

にかかわらず、結果において末端の小
売価格にそれならどれほどの影響を及

ぼすかということを考えると、大して
変らんという結果になるのじやないか

ということを私は思う。例えば所得税にしましても、非常な苦心をされて、

過日政府が声明しておる通りに、減額を断行するというので、特に給與所得の面なんかでは低減に非常に努める

いうことを言つておられたのにかかねらず、米の価格が上つたり、一般的いろいろな消費物資の小売価格が他の事情のために上昇傾向にあるというふうなことで、そうなつて来るに折角の減税といふものが結局物の価格の値上がりによって吸収されてしまうということになる。言い換えますと物の価格の値上がりはあるけれども、それは減税に吸収することができる。大蔵大臣もそんなことを国会で言つたように思つたのですが、そうすると政府の声明しておられる減税といふものの狙いは何であつたと思うのですが、一向その結果が現われて来ないということになるのですがないかということを私は憂うるのですが、お見通しはどうですか。

す。去年の九月に比へまして……それからしますと、四ほど上つております。名目賃金も昔と比べますと、確かに少し上つておるかと思いますが、極く最近の状況は別といたしまして、大体一年間くらいの傾向を辿つて見ますと、物価は家庭の購入する物資総体の平均額は下りまして、賃金は上つておる。こういう状態でござりますのと、扶養家族控除の引上げ、税率等の引上げをやりまして減税をやりますれば、私は実質的に本当の減税になるのではありますか。問題はお話のC.P.I.が今後どうなさいか。問題は扶養控除の引上げ、扶養控除の引上げをやりますけれど、これがどうなさいか、これは非常に問題があるうかとおもいます。併しその後の足どりを見ましても、正確なことはわかりませんが、若干騰貴の傾向にあるようであります。一〇〇を突破するようになりますと、これは必ずしもその突破した限度におきましては実質的な減税と言えるかと思います。併しその後の足どりを見ましても、正確なことはわかりませんが、生産資材等に比べまして、それはどう大きな動きはないようでござります。今の段階としまして考えるものとしましては、この程度の所得税の減税を行いまして、相当負担の軽減が行えると言いたい得るのではないかと考えます。併し国際情勢の変化等によりまして、更に国内物価が上つて行くといふことになりました場合にどうなるかと申します問題でござりますが、これは政府といたしましては、できるだけそういう要素を排除しまして、財政政策、経済政策等もできる限り物価騰貴を少くするような方策をとりまして、まあできればやはり横這い、若干微騰でとめて、そういう政策をとりますれば、その問題はそう今から心配する必要もないのですが、

木本等の個人によると、これが自然に放つて置きまして、もとと上るところを税が下つたために税の部分だけ上らなくて、減税の分だけ上らないで済んだという場合もあるうかと思ひます。いずれにしましてもこの長い目で見ますれば、減税しますれば必ず私はいつかはそれだけ消費者の負担が軽くなる。今すぐ軽くなるか、或いは少し遅れて軽くなるか、それは確かに御質疑の通り問題があるかと思いますが、いつかは必ず軽くなるのじやないか。業者の利潤が減りまして生産がそれだけ増えまして供給が増加するという方向で、植段はやはり或る程度落ちついて来るというようなことに結局におきましてなるのじやないか。それは併し理窟でござりますが、方向といましましては絶対にそういう方向になるのではないかと思います。今御指摘の通り今年の一月からずっとデパートの小売植段がびたつと下るかといいますと、なか／＼そろは行かんと思います。確かに御指摘のところは多分あります。確からうと考える次第でござります。

そんなら一体二十五億と自然増収を見積つておられるときには、それは一体何を根拠になされたのか、六十何億の実績に基いて財源を見込むことができるという自然増収を予想しながら、二十五億の自然増収か計画していかれたといふことは、一体その当時には追加予算の財源にでもしようといううなお考えだつたのか。ちよつと世間の印象は、税の自然増収というのは節細工みたいに、主査局長のお考えのようにどうにでもなるような感じを興味があるだろうと私は思うのです。それを明確に一つ御説明して頂きたいと思います。

実はなつたのであります。大体給與の改善によりまして、いわゆるは返りの部分等を相当考へたものがある、それだけはプラスするのじでないか、こういういろと改検討の結果はね返りの部分等を相当考慮いたしまして二十五億、勤労所得なども来るだろう、こういうふうな見方資料も大部分揃つて参りましたので、十月までの課税実績、これを基にしまして年額を計算いたして見たのであります。それで、そういたして見まして最後にきましたのが提案いたしました額でござります。大きく動いたどころか、ほんの僅かしか動いていないと私は申上げたいのであります。算定の基礎はお手許にお配りしてありますたのの基礎を明らかにいたしております。そこで、その資料によつて各種ごとの計算問題の自然増収といたしましては、源泉所得税と法人税でございます。これは確実に十月の実績を基に年間にそれを引延ばしまして計算いたしておるのであります。ですが、源泉所得税につきましては、十月までの收入実績六百二十三億一千八百万円、この数字を基にいたしまして毎月の平均額を、八月から十月までの一ヶ月分の税収額を、即ち百一億六千七百万円、これにあと五ヶ月分入つて来る、それに給與の一月分四七億四%、これが昨年の実績にちよつと換算いたしておるのであります。それから前年度の分が入つて来ますが、一ヶ月分二五%，二十五億四千九百万円、それを見込みまして、更に給與のはね返り等を見まして合計額を計算いたしておるのであります。それから前年度の分が入つて来ますが、一ヶ月分二五%，二十五億四千九百万円、それから年度過ぎまして、翌年度になつてから前年度の分が入つて来ます、これが昨年の実績によつて出しておるのであります。

ります。私いたしましては、これより固いものはないといふに實は考えておるのであります。法人税につきましても同様でございます。十月までにすでに三百九十九億七千四百万円の収入を挙げておるのであります。従つて今後幾ら上るかというと、昨年の十月までの収入工合と、今年の収入工合を基にいたしまして、計算いたしまして下半期に幾ら上るだらうかを計算いたしておるのであります。従いまして、最近の九月決算の状況を取りれますと、或いは少し固過ぎはしないかといふ御非難が出て来るのじやないかと思うのであります。いずれにいたしましても相当固く見ておきますから、これは申告所得税につきましては、これは予定申告制度で前年申告に基きます比較表が出ておりますので、それを基にいたしまして米価の引上等、一般消費の生産増加等も細かに計算いたしまして、農家の所得は前年に比べて一割八分九厘の増、営業所得は二割五分二厘の増加、どうもこの二割五分二厘の中には申告と能率増を八%を見ております。この辺は少し問題かと思いますが、申告税務を非常に勉強いたしました。事業者につきましても三割乃至四割の実績調査をするということになります。この辺は少し問題かと思いますが、従来課税漏れになつておつたものも相当引つかかつて来るものもあるだろうということを見込みまして八%、先の二割五分二厘それゝ見込んで、全体として二割一分一厘の増を計算いたしまして本年度の見込をとつております。それで見込額と申告を含めまして、今年度が千百九十四億三百万ございまして、これにつきまして本年度七

五%と見て、本年度の申告所得税は八百九十五億、それに過年度分滞納三百七十五億、これは当初予算と同様でござります。そうしまして合せましたものが補正予算の申告所得税になつております。その他の税につきましても下げるものは下げ、上げるものは上げまして、今これは半月ぐらい前であります。ですが、その当時の見積書につきましては、できる限り確実な見積りをしたような次第でござります。

お答え申上げますが、最近朝鮮事変以後
來大分情勢が變つておりまして、一月
半か二月ぐらゐ遅れた統計を集めて參
りますと、皆相當い数字が出るので
ございます。従いましてさつき申しま
したように、最初計画を立てたときに
は、私ども租稅收入は今年度予算總額
本ぎまことになりますときには、新らしい
数字を集めて計算いたしますと、今申
上げましたようなことに相成ることを
重ねて申上げます。

○油井賢太郎君 砂糖と揮発油關係の
質問をするときですね、大蔵省ばかり
でなしに、この表についてよく説明の
できる人へ来て頂きたいということを
要求して置きます。

○委員長(小串清一君) お詫びいたし
ます。これから小委員会の陳情請願を
やらなければなりませんから、今日は
この程度で散会をいたします。

午後三時四分散会

出席者は左の通り。

委員長	理事	小串 清一君	大矢半次郎君	愛知 捷一君	佐多 忠蔵君	山崎 恒君	木内 四郎君
委員							

る。

二 昭和二十年八月十五日現在に

おいて本邦以外の地域にいた者が

が共済協会から年金又は一時金

の支給を受ける権利

三 外地關係共済組合から年金の

支給を受ける権利

前項各号に規定する年金のうち

には、旧陸軍共済組合令、旧海軍

共済組合令若しくは第二條各号に

掲げる命令に基く命令の規定又は

第五條第二項の規定により当該年

金の支給の義務が消滅した場合に

おいて支給すべき一時金を含むも

のとする。

(退職年金とみなす場合)

第二十四條 連合会から共済組合法

の規定による退職年金に相当する

年金の支給を受ける者が、同法の

規定においては、その者の受

ける年金は、同法の規定による退

職年金とみなす。その者が日本國

有鉄道法（昭和二十三年法律第二

百五十六号）その他の法律におい

て準用する共済組合法の規定によ

る共済組合の組合員となつた場合

にも、また同様とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行

2 将來外地關係共済組合に帰属す

ることが確定的となつた資産のう

ち、連合会が第四條の規定により

支給すべき年金及び一時金に係る

責任準備金の金額に相当するもの

については、別に法律で定めると

こころにより、連合会に帰属させる

ものとする。

3 連合会は、第三條第一項の規定

により共済協会から承継した施設

のうちに第八條の規定による業務

以外の業務の用に供せられるもの

があるときは、当分の間、同條の

規定による業務の外、引き続き當

該施設を利用して当該業務を行う

ことができる。

4 第九條、第十條、第十三條第一

項及び第三項並びに第十三條の規

定は、連合会が前項の規定による

業務を行ふ場合に準用する。この

場合において、これらの規定中

「前條の規定による業務」又は「第

八條の規定による業務」とあるの

は「附則第三項の規定による業務」

と、第十二條第一項中「收支計算

書」とあるのは「財産日録、貸借

対照表及び損益計算書」と読み替

えるものとする。

5 連合会が附則第三項の規定によ

る業務を行ふ間は、第十四條中

「第八條の規定による業務」とある

とは、「第八條及び附則第三項の

規定による業務」と読み替えるも

のとする。

6 共済協会は、この法律施行の日

に解散する。この場合において

は、法人の解散及び清算に関する

民法（明治二十九年法律第八十九

号）及び非訟事件手続法（明治三

十一年法律第十四号）の規定は適

用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散し

たときは、直ちに共済協会の事務

所の所在地の登記所には、その解散

の登記を嘱託しなければならない

登記所は、前項の登記の嘱託を

受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において第十四條の規定を適用する場合にお

り、現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し第二

組合員である者についても、ま

た同様とする。

いでは、同法第四十條第一項の規定にかかるらず、同月から当該年

金の支給を停止するものとする。

昭和二十六年一月一日において第

二十四條後段に規定する共済組合

の組合員である者についても、ま

た同様とする。

同日本委員会に左の事件を付託され

た。

一、国庫負担率算定方法の公開に関

する請願（第四号）

一、中小商工業者に対する不動産担

保による長期金融の請願（第一二

号）

一、映写機、同部分品および附属品

に対する物品税减免の請願（第一

六号）

一、碁、将棋具の物品税の免税点設

定に関する請願（第二〇号）

一、納稅準備預金利息引げに関する請願（第四二号）

一、預金部資金運用審議会に議決機

関代表参加の請願（第四六号）

一、時計部分品の物品税の免税点設

定に関する請願（第四九号）

一、揮発油税減輕に関する請願

（第七一號）（第九八號）（第一二

〇號）

一、旧軍事都市の産業都市転換に関

する法律制定の請願（第七九号）

一、輸出花むしろおよび野草むしろ

の物品税撤廃に関する請願（第九

六号）

一、漆器の物品税撤廃に関する請願

（第一〇六号）

一、どうらく密造防止に関する請願

（第一五二号）

一、豊島税務署員の徵稅態度に関する請願（第一八〇号）

一、農家に対する課稅輕減の請願

（第一八二号）

一、釣魚用具の物品税課稅に関する請願（第一九八号）

一、日本專賣公社福島県小野田村有

年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給	年金の算定の基準となつた俸給	仮定俸給
五〇	三、八五〇	一二五	八、一〇〇
五五	四、一五〇	一三三	八、七〇〇
六〇	四、四五〇	一四二	九、三〇〇
六五	四、七五〇	一五〇	九、九〇〇
七〇	五、〇五〇	一五八	一〇、五〇〇
七七	五、三五〇	一六七	一一、一〇〇
八三	五、七〇〇	一七五	一一、七〇〇
九七	六、一〇〇	一八三	一二、五〇〇
九〇	六、五〇〇	一九二	一三、三〇〇
一〇三	六、九〇〇	二〇〇	一四、二〇〇
一一〇	七、三〇〇	二一七	一五、二〇〇
一一七	七、五〇〇	二二三	一六、二〇〇
一二五〇	一七、二〇〇	二〇〇	一七、五〇〇
一二六七	一八、三〇〇	二一七	二二、九〇〇
二八三	二〇、一〇〇	二二三	二五、〇〇〇

一、年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
二、年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときは、その俸給の七五・七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
三、年金の算定の基準となつた俸給が三三三円以上三九九円未満のときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
四、年金の算定の基準となつた俸給が三九九円以上四六五円未満のときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
五、年金の算定の基準となつた俸給が四六五円以上五三一円未満のときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
六、年金の算定の基準となつた俸給が五三一円以上五九七円未満のときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
七、年金の算定の基準となつた俸給が五九七円以上六六三円未満のときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）
八、年金の算定の基準となつた俸給が六六三円以上七二九円未満のときは、その俸給の七五・〇七倍に相当する金額（円未満の端数は切り捨てる。）を仮定俸給とする（第一九八号）

請願者 東京都千代田区霞ヶ関

二水産庁水産課賦付水
産物団体懇話会内 柴

一名

紹介議員 秋山俊一郎君
信一外十六名
自由となつた今日なお石油、漁網等が
統制されているため、生産費に対する
魚価の均衡が全く失われ、漁業経営は
極度の危機にひんしているから、この
際政府は塩および漁網、石油等の水產
用生産資材の価格引下げを実施すると
ともに、塩価格の地域差を撤廃して水
産用塩の特別価格を設定せられたいと
の請願。

第三二一號 昭和二十五年十一月二
十五日受理

喫煙用具の物品税免稅点設定に関する
請願

請願者 東京都台東区南稻荷町

一一九 東京都喫煙器具
業協同組合理事長 中
村吉松

紹介議員

油井賢太郎君

喫煙具は、わが国の雑貨輸出の重要な部
門を占めているが、物品税が課せられ
ているため、製造工場の維持を困難に
し、輸出能率を阻害しているから、喫
煙具に対し、物品税の免稅を設定せら
れたいとの請願。

第四九號 昭和二十五年十一月二十
五日受理

ビグメント・レヂン・カラーの輸入関
税に関する陳情

陳情者

東京都千代田区神田須
田町一ノ二三化成品工
業協会内 八杉二郎外

今回ビグメント・レヂン・カラーの輸
入関税について、国内生産未完成の理
由で、一部消費者側の要望に基づき関稅
定率が問題になつてゐる由であるが、
わが国においても生産が次第に活発化
し製品が市場に進出するにつれて、価
格も値下傾向にあるとき輸入品に対
し、低税率の取扱をされると、漸く向
上しようとしているビグメント・レヂ
ン・カラー業を圧迫することになるか
ら、輸入品に対しては、カラーベース
を第七類二六九号有機顔料項目、稀釀
剤を第六類第二〇八号十三の乙「その
他」項目とし前者に三十パーント、
後者に五十パーントの税率を適用さ
れたいとの陳情。

第五五號 昭和二十五年十一月二十
五日受理

国家公務員共済組合の赤字国庫負担に
関する陳情

陳情者 東京都新宿区本塩町二

大蔵省共済組合事務所
内非現業共済組合員代表
会議内 多田英一

非現業官序職員の作つてゐる公務員共
済組合は、昭和二十四年度において相
当の赤字を生じたので、今後の運営に
重大な支障をきたしてゐるから、共済
組合の赤字を国庫で負担されたいとの
陳情

昭和二十五年十二月十八日印刷

昭和二十五年十二月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 庁